

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	森・濱田松本法律事務所 弁護士 鈴木 克昌
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年11月22日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社オウケイウェイヴ
証券コード	3808
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	名古屋証券取引所セントレックス

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ハイツ・キャピタル・マネジメント・インク (Heights Capital Management, Inc.)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート7 15、1201Nオレンジストリート、ワン・コマース・センター
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 弁護士 鈴木 克昌 熊谷 真和 森田 理早 水本 真矢
電話番号	03-5223-7752

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年11月9日
訂正箇所	平成30年11月16日付で提出した変更報告書No.1の記載事項の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したこと

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したこと

当該株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

（訂正前）**第2【提出者に関する事項】****1【提出者（大量保有者） / 1】****（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】****<新株予約権>**

新株予約権の譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

<新株予約権付社債>

(1) 各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額を上回る等一定の条件が充足された場合、原則として、CVI Investments, Inc.（以下、「割当先」という。）は、社債のうち、社債の総額の6分の1に相当する額又は残存する社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分（以下「本対象部分」という。）を、当社普通株式に転換するものとする。

(2) 各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、原則として、提出者は、本対象部分を、各社債の金額100円につき108円で償還しなければならない。

(3) 各転換価額修正日において修正後の転換価額が下限転換価額を上回る等一定の条件が充足された場合、提出者は、割当先に対して事前に通知することにより、当該転換価額修正日において、本社債のうち本対象部分を、本対象部分の額面金額を当該転換価額修正日における転換価額で除して得られる数に、当該転換価額修正日に先立つ10連続取引日において株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い額を乗じた額に相当する金額で償還することができる。

(4) 平成30年11月30日までに、提出者及び割当先との間で締結された新株式、新株予約権付社債及び新株予約権に係る買取契約で定められるエスクロー口座からの資金の引出条件が充足されない場合には、提出者は、残存する本社債の全部を各社債の金額100円につき100円で償還しなければならない。

(5) 新株予約権付社債の譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

（訂正後）**第2【提出者に関する事項】****1【提出者（大量保有者） / 1】****（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

提出者はCVI Investments, Inc.（以下、「割当先」という。）との間の投資一任契約に基づき、割当先のために株券等への投資を行う権限を有します。

<新株予約権>

新株予約権の譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。

<新株予約権付社債>

(1) 各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額を上回る等一定の条件が充足された場合、原則として、割当先は、社債のうち、社債の総額の6分の1に相当する額又は残存する社債の総額のうちいずれか低い額に係る部分（以下「本対象部分」という。）を、当社普通株式に転換するものとする。

(2) 各転換価額修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、原則として、提出者は、本対象部分を、各社債の金額100円につき108円で償還しなければならない。

(3) 各転換価額修正日において修正後の転換価額が下限転換価額を上回る等一定の条件が充足された場合、提出者は、割当先に対して事前に通知することにより、当該転換価額修正日において、本社債のうち本対象部分を、本対象部分の額面金額を当該転換価額修正日における転換価額で除して得られる数に、当該転換価額修正日に先立つ10連続取引日において株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い額を乗じた額に相当する金額で償還することができる。

(4) 平成30年11月30日までに、提出者及び割当先との間で締結された新株式、新株予約権付社債及び新株予約権に係る買取契約で定められるエスクロー口座からの資金の引出条件が充足されない場合には、提出者は、残存する本社債の全部を各社債の金額100円につき100円で償還しなければならない。

(5) 新株予約権付社債の譲渡の際に発行者の取締役会の承認が必要である。